

奥州市告示第 115 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 9 日

奥州市長 小沢 昌記

1 都市計画の種類

地域地区（特別用途地区）

2 都市計画を変更した土地の区域

奥州市水沢佐倉河字五反町、江刺岩谷堂字南八日市並びに愛宕字池向、字後中野、字小畑、字観音堂沖、字谷地及び字梁川の一部（別紙図面のとおり。）

3 縦覧場所

奥州市江刺大通り 1 番 8 号

奥州市江刺総合支所都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。